

小中学生のお子様がいらっしゃる御家庭の
家計をサポートします。



与論町就学援助制度の御案内



就学援助

しゅうがくえんじょせいど
「就学援助制度」は、学校教育法
などにもとづいて、小・中学校の
子供がいる家庭に、学用品費や
学校給食費，医療費などの一部
を与論町が援助する制度です。



あなたも就学援助を
利用できるかも！



与論町教育委員会

詳しくはウラ面へ！



「学用品費や給食費の工面が大変そう……。」
 「うちの子の新入学はとても嬉しいけど、家計が不安。」
 そんなときは、就学援助の申請を検討してみませんか。
 与論町でも、小・中学生のいる多くの御家庭がこの制度を利用しています。お気軽に御相談ください。

申請から受給まで



① 教育委員会より、就学援助制度のお知らせが各学校を通じて各家庭に配布されますので、申請書を記入します。記入したら、学校または教育委員会に提出してください。

② 所得などをもとに審査が行われます。
 審査後、教育委員会から結果の通知が届きます。

③ 認定された場合、御家庭に就学援助費が支給されます。
 支給されるのは、「学用品費」「通学用品費」「学校給食費」「医療費」などです。

就学援助Q & A

Q 詳しいことは、どこに聞けばいいですか？

A 与論町教育委員会学務課にお電話ください。（電話：0997-97-2441）

Q 就学援助でもらったお金は、後で返さなくてはいけないのですか？

A 年度途中の転出等、生活状況が大きく変わらない限り返さなくてもよいです。

Q だれでも就学援助を利用できるのですか？

A 与論町が定めた認定基準によって審査を行い、認定されたら支給されます。

Q 毎年申請が必要なのですか？

A 審査は年度ごとに行うので、中学校卒業まで毎年申請してください。

Q 周りの目が気になってしまって……。

A プライバシーは守ります。心配ごとがあれば御相談ください。



貸し付けではないので安心！

習字道具や国語辞典を買う
 ときに助かりました。

給食費の補助が特に
 助かっています。

子育てに余裕ができました。

「利用してよかった」という
 声が聞こえています。
 詳しくは、教育委員会学務課
 0997-97-2441 まで
 お問い合わせください。